

令和２年度における議会改革の検証

大牟田市議会基本条例

第１章 総則

（目的）

第１条 この条例は、二元代表制の下、議事機関として、市民と共に考え行動する地方分権の時代にふさわしい議会のあるべき姿を念頭に置き、議会及び議員の活動原則等をはじめとする議会の基本となる事項を定めることにより、監視機能や政策形成機能を高め、市民の多様な声を市政に反映させるなど、議会機能の充実、強化を図り、もって市民の福祉の向上を図ることを基本とした豊かなまちづくりを目指すことを目的とする。

第１章の検証（議会運営委員会検証案）

- ・議会機能の充実、強化に向けて、様々な取組を行い、令和２年度も一定の前進ができたものとする。

一例としては、避難所機能の充実という観点を含めた小中学校の施設整備、特別教室や体育館への空調設備の設置、地域包括支援センターの専門職の確保や引継ぎなどを踏まえた適正な運用、小学校の給食調理室へのエアコンの設置について、決算特別委員会及び予算特別委員会の場で取り上げ、合意形成を図り、議会の総意として市長に要望したところである。こうした取組は、本条例に定める項目に則ったものであり、本条例の目的とする豊かなまちづくりを目指すための実践例としたい。

２７年度に設置した「まちづくり・活性化特別委員会」においては、約６年間、委員間討議を中心に運営し、意見の集約を図り、本市議会の目指す「豊かさを実感できるまち」の実現のために、現状に対して何をすべきかを客観的な視点で捉えながら議論し、計画や予算への反映を意識しながら全委員の合意形成のもと意見・要望を行い、市長の回答を求めてきた。また、各種団体や所管部局との意見交換会や委員間討議にも積極的に取り組んできた。

令和２年度においては、令和元年度に要望した第６次総合計画まちづくり総合プランの計画期間に重点的に取り組むべき必要があると思われる３つの視点や取組の実現に向け、令和３年度予算案及び事業等への意見・要望（３項目）を市長に提出し、回答を求めたところである。

- ・２７年度に市民アンケートを実施した結果、市議会の活動について「わからない」「知らない」などの回答が多く、市民周知に一層取り組む必要があることが分かった。この結果を受け、２９年度に設置した「広報広聴委員会」をはじめ、議会機能を維持・向上しながらの息の長い取組が必要であり、今後も、議会の広報広聴機能を高め、議会への関心度合いの向上と、議会の活動状況等の「見える化」の推進に取り組むことが重要である。

第2章 議会及び議員の活動原則等

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 行政の事務について、監視、評価を行うとともに、市民の意見の反映に努めること。
- (3) 本会議、委員会及び大牟田市議会会議規則（昭和38年議会規則第1号）で定める協議又は調整を行うための場（以下「会議等」という。）においては、市民に分りやすい運営に努めること。

(議会活動サイクル)

第3条 議会は、行政の事務のうち施策及び事務事業について、計画・実施・評価・改善という一連の過程の循環である行政マネジメントサイクルに応じて、市民の意見を踏まえ、時宜をとらえた適切な監視、成果の評価を行うとともに、その評価の結果について、決算における改善の検討につなげ、さらに次の予算にいかしていく、議会活動サイクルの確立に努めるものとする。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会が言論の府であることを常に意識し、市政の発展のための論議を行うこと。
- (2) 市民の意見の聴取を積極的に行うとともに、政策、施策、計画及び事務事業並びに議案等（以下「政策等」という。）の課題を整理し、論点の明確化を図り、議会としての合意形成に努めること。
- (3) 常に自己研さんに努め、市民の福祉の向上を目指し活動すること。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。
- 3 会派は、政策等について、会派内での論議、会派間での意見の調整を行い、議会としての合意形成に努めるものとする。

(政務活動費)

第6条 会派又は議員は、市政に関する調査研究その他の活動に資するため、大牟田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第35号）により交付される政務活動費を効率的、効果的に活用しなければならない。

- 2 会派又は議員は、政務活動費を充てることができる経費の範囲を超えることなく、使途の公正性及び妥当性を確保しなければならない。
- 3 議会は、別に定める政務活動費の運用指針について、透明性を高め、市民理解の促進を図る観点から、見直しを適宜行うとともに、年度ごとに会派又は議員の収支報告書（大牟田市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項に規定する収支報告書をいう。）を公表するものとする。

第2章の検証（議会運営委員会検証案）

- ・委員会等の開催日時や視察報告書をホームページにて公表するなど、市民に開かれた議会、市民に分かりやすい議会に向けての取組を継続中である。

- ・令和２年度には、全国的な課題である多様な人材の市議会への参画促進に向け、産前・産後の欠席期間の設定や疾病・介護等を理由とする欠席の届出の規定を明文化する会議規則の改正を行った。

- ・議会活動サイクル確立の観点から、決算特別委員会の開催時期を９月に見直しており、例年、同特別委員会で出された意見・要望については、８月に開催した議会報告会で市民から出された意見・要望を踏まえながら９月議会の質疑質問や決算特別委員会で議論している。（令和２年度の議会報告会は、コロナ禍のため、開催方法を変更して１０月に実施）

令和２年度の決算特別委員会では、避難所機能の充実という観点を含めた小中学校の施設整備のトイレの洋式化、空調設備が未設置となっている特別教室や体育館への設置について、合意形成を図り、議会の総意として市長に要望し、一定前向きな回答を得たところである。また、予算特別委員会では、地域包括支援センターの専門職の確保や引継ぎなどを踏まえた適正な運用、小学校の給食調理室へのエアコンの設置を取り上げ、合意形成を図り、議会の総意として市長に要望したところである。（第１章の一例の再掲）

- ・近年、大雨や地震などの自然災害や未知の疫病の流行など、想定できなかった事態が発生しており、本市においても令和２年７月豪雨に見舞われたことから、こうした中で、どう議会・議員活動を継続していくのかが課題となっている。

全会派一致した方向性としては、議会ＢＣＰ計画などを定めている先進議会の取組などを参考に、本市議会でも具体的な検討が必要とされており、令和２年度は延期となったものの、議会研修会のテーマとしても議会ＢＣＰ計画を設定した。

- ・「政務活動費」については、「政務活動費の運用指針」を制定・公表し、この運用指針に基づいた支出となるよう、今年も各会派の経理責任者と事務局の協議の場を設けるなど使途の公正性及び妥当性の確保に努めている。また、使途の透明性の向上を図るため、平成３０年度（平成２９年度分）以降分からは、収支報告書に加え収支内容の分かる補助録と領収書をホームページで公表するとともに、議会事務局でも閲覧できることとしており、実行したところである。

- ・議会改革に関する先進自治体の取組については、様々な先進事例の情報収集等に努め、例年、先進自治体を調査・視察し、今後の議会改革の参考としているが、令和２年度においては、予算化していた全委員会などの議会視察旅費等を返上し、新型コロナウイルス感染対策費に活用することを求め、同年度の９月定例会で減額補正を行った。

第３章 会議運営の原則

（本会議）

第７条 本会議は、地方公共団体の最終的な意思を決定する場であり、議決の結果については議会として説明責任を持つものとする。

２ 議員の質疑及び質問は、市民に分かりやすくする観点から、一問一答方式、再質問から

の一問一答方式のいずれかを選択して行うものとする。

- 3 市長その他の執行機関及び補助機関である職員（以下「市長等」という。）は、議員の質疑及び質問について、論点を明確にするため、又は趣旨を確認するため、議長の許可を得て、議員に質問することができる。

（委員会）

第8条 委員会は、専門的に調査及び審査（以下「審査等」という。）を行う機関として、自主的かつ積極的な運営に努めるとともに、審査等に当たっては、委員相互間の論議を行い、委員会としての合意形成に努めるとともに、必要に応じて、市長等に対して要望及び提案を行うものとする。

- 2 委員会は、複数の委員会の所管事項にかかわる政策等について、必要に応じて、連合審査会を開催するものとする。

- 3 委員会は、必要に応じて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第5項に規定する公聴会制度及び同条第6項に規定する参考人制度を活用するとともに、所管事項に関係する団体等からの意見の聴取を行うものとする。

- 4 委員会は、議会の議決により、地方自治法第100条の2に規定する専門的知見を活用するものとする。

- 5 市長等は、委員の質疑及び質問について、論点を明確にするため、又は趣旨を確認するため、委員長の許可を得て、委員に質問することができる。

（政策等調整委員会）

第9条 議会は、複数の委員会の所管事項にかかわる政策等又は特に重要と判断する政策等について、意見を調整するため、必要に応じて、政策等調整委員会を設置することができる。

- 2 政策等調整委員会は、委員相互間の論議を行い、政策等の課題を集約し、論点を明確にするるとともに、議会としての意見の調整に努めるものとする。

- 3 政策等調整委員会における意見の調整の結果は、必要に応じて、所管する委員会において審査等を行い、又は議長により市長等に対して要望及び提案を行うものとする。

- 4 政策等調整委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（全員協議会）

第10条 議会は、行政全般に関わる政策等について協議するため、必要に応じて、全員協議会を設置することができる。

- 2 全員協議会において出された課題については、会派内での論議、会派間での意見の調整を行うとともに、必要に応じて、委員会又は政策等調整委員会において、審査等又は意見の調整を行うものとする。

- 3 全員協議会に関し必要な事項は、別に定める。

（会議の公開）

第11条 議会は、会議等を原則として公開する。

第3章の検証（議会運営委員会検証案）

・26年度中に放送設備等の更新を行い、質問中の議員名が議場に表示できるようにした。また、映像配信では、議員名と合わせ答弁者の役職と氏名も示しているほか、質問者席を独立化させて、市民への分かりやすさの向上に努めている。

令和元年度からは、以前からのパソコンによる視聴だけではなくスマートフォンやタブレットからも視聴することができるよう改善し、さらに、令和元年11月の市議会だよりから、発言した議員の映像配信へリンクするQRコードを掲載した。市民がより手軽に視聴できる環境整備を行いアクセス数も伸びてきている。

- ・ ホームページについては、スピード感を持って議会情報を公開するべく、新たな議会情報のホームページへの掲載も進め、令和2年度からは、毎月の議会活動などを記した議会月報、定例会ごとの議案も公開している。
- ・ 本会議では、発言通告の内容を市民に分かりやすく通告書に記載するよう心掛けた。また、市民への分かりやすさや質問の内容に応じて、一問一答か再質問からの一問一答かを選択しており、こうした方法が定着している。
- ・ 令和2年度、コロナ禍における本会議運営として、答弁に関係する理事者のみの出席に絞るとともに、質疑質問時間の目安の設定など、3密を避ける感染予防の工夫も行った。
- ・ 委員会では、市当局の理解・協力もあり、委員会開催の2日前までには資料配付がされており、事前の熟読が可能となっている。
- ・ 委員会が長時間に及ぶこともあり、十分な審査時間を確保する意味でも、開催回数の増や議題の分散に努めている。
- ・ コロナ禍での委員会運営として、「決算特別委員会」と「予算特別委員会」では、市当局説明文の事前配布と質問項目の事前提出を試行した結果、審査時間の短縮が図られるとともに、的を射た簡潔・明瞭な質疑応答にもつながるなどの効果も見られた。
- ・ 令和2年度も、新たな総合計画に係るアクションプログラムについて、まちづくり・活性化特別委員会において、委員間討議を中心に論議しながら、新年度の事業等に反映すべき事項として意見を集約し、合意形成も図ることができた。
- ・ まちづくり・活性化特別委員会で議論された意見・要望の中から、地元雇用の促進、生活・子育てしやすい環境づくり、健康づくりや健康寿命の延伸の3項目の実現に向けた意見・要望について、11月に議会の総意として合意形成を図り、市長に提出し回答を求め、2月に市長より回答を受けた。

また、まちづくり・活性化特別委員会については、本市のまちづくり及び活性化に期すという委員会の所期の目的は果たしたとの考えから、同委員会の活動等は、令和3年以降は常任委員会等に引き継ぐこととなった。
- ・ そのほか令和2年度に開催した第1回全員協議会においては、令和2年7月豪雨の被害状況及び対応等について、議論を交わし、支援策などについて要望を行った。

また、第2回全員協議会では、大牟田市アクションプログラムの改訂案（仮称）、

及び総合体育館及び延命公園周辺の整備についての２点について市当局から説明を受け、活発な意見交換を行った。

第４章 市民との関係

（市民の意見の聴取）

第１２条 議会は、市民の意見を聴取し、議会活動を報告するため、地域に出向き、定期的に議会報告会を実施するものとする。

２ 議会報告会で聴取した市民の意見は、所管する委員会において審査等を行うものとし、審査等の結果、具体的な対応が必要と認められる意見については、委員会として市長等に要望及び提案を行うとともに、審査等の結果は、市民に公表及び報告を行うものとする。

３ 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。

（請願者及び陳情者の意見の聴取）

第１３条 議会は、市民から出された請願及び陳情を市民による政策の提案と位置付け、必要に応じて、請願者及び陳情者の意見を聴取する機会を設けるものとする。

２ 前項に規定する意見を聴取する機会に関し必要な事項は、別に定める。

（広報広聴活動）

第１４条 議会は、開かれた議会づくりを推進するため、積極的な広報広聴活動に努めるものとする。

第４章の検証（議会運営委員会検証案）

・議会報告会については、近年、２５０人から２８０人の参加があり、定着感が一定見受けられていたが、令和２年度は、コロナ禍ということで新型コロナウイルス感染症対策のため開催方法を変更し、参加人数を絞り、各校区の地域コミュニティ組織の役員等との意見交換会という形で１０月に実施した。

限られた条件下ではあるものの、市民意見の聴取が行えたことには意義があり、さらに、特定のテーマを設定することで、意見交換する先方の事情や地域課題に関して効果的な議論が行えた。その結果、避難所、避難対策、及び浸水対策に関する事項として３点にまとめた意見・要望について、合意形成を図り、議会の総意として市長に提出し、回答を求めたところである。

・委員会での陳情者の意見陳述を実施し、市民意見の聴取に取り組んだ。

・議会だよりについてはオールカラー化を図っており、広報広聴委員会を中心に、市民が読みやすい紙面となるよう努めた。また、コミュニティＦＭラジオ局のＦＭたんと番組にも議員が直接出演し広報活動を行った。

・議員のＳＮＳを使った情報発信については、全会派一致した方向性として、一定の基準が必要との声も多いことから、申し合わせ事項案の作成に取り組んだ。

・ＦＭたんと 42.195km リレーマラソンやおおむた「大蛇山」まつり総踊りなどのこれまで例年参加していたイベント等については、新型コロナウイルス感染症の影響により

中止・延期されており、参加が困難な状況にあることから、コロナ禍の中での議会と市民との交流方法を検討していく必要がある。

第5章 市長等との関係

(資料の請求)

第15条 議会は、政策等について十分に論議するため、市長等に対して、総合計画との関係、目的、財源、成果指標と目標値、効果などについて、資料を請求するものとする。

2 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、重点的な施策及び事務事業について、前項の規定による請求に準じて、資料を請求するものとする。

3 前2項に規定する資料の様式は、別に定める。

(議決事件の追加)

第16条 議会は、地方公共団体に関する事件について、議会として市政への責任を果たす観点から、その重要性を十分に検討した上で、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべきものに追加するものとする。

2 前項に規定する議会の議決すべきものは、別に条例で定める。

第5章の検証（議会運営委員会検証案）

- ・第6次総合計画（案）については、令和2年度から5年度までの4年間を計画期間として令和元年度に策定され、令和2年度には「大牟田市アクションプログラム」について、経済情勢や市における喫緊の課題等を勘案した改訂案が提出されるなど十分に論議可能な資料の提出がされた。
- ・また、総務委員会において、平成29年度に委員会の総意として行政評価の改善に関する申し入れが行われ、対外的・客観的な検証結果としてもその精度・熟度は重要であるとの観点から、評価の明瞭化、検証分析に係るデータの充実、次年度に係る方向性の明示など、当局の見直しと合わせて資料（施策・事業に係る評価・検証シート）への反映を要望した。

第6章 議会の体制整備

(議会研修会)

第17条 議会は、議員の監視能力及び政策形成能力の向上を図るため、必要に応じて、議会としての研修会を実施するものとする。

(議会事務局)

第18条 議会は、議会運営及び政策形成機能の支援を向上させるため、調査及び法制機能などの議会事務局の体制の整備に努めるものとする。

(議会図書室)

第19条 議会は、議員の監視能力及び政策形成能力の向上に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

第6章の検証（議会運営委員会検証案）

- ・令和2年度の議会研修会は、新型コロナウイルス感染症対策の面から会場を議場とするなどの手法を取り入れ、議会BCP計画をテーマに開催予定であったが、福岡県内における新型コロナウイルスの感染拡大などの状況を踏まえ、延期したところである。
- ・議会事務局については、職員の研修会への参加ができない中、積極的に事務局会議を開き、ケーススタディを行うなどその資質向上に取り組んだ。
- ・議会図書室については、30年度において蔵書整理を完了し、その後の充実のために、設置場所の見直しを行い、令和元年度に議員多目的室の隣（旧懇談室）に移設した。移設後の図書室にパソコンを増設し、多目的室と一体的に活用しながら、機能面も充実させることとしている。また、図書室及び議員多目的室に新聞、広報紙、議員研修誌、新著や行政視察に係る報告資料を配置するなど、さらなる図書利用の向上に努めている。

第7章 政治倫理、議員定数及び議員報酬

（政治倫理）

第20条 議員は、大牟田市政治倫理条例（平成14年条例第21号）を遵守し、常に市民全体の奉仕者としての自覚を持ち、職務を行わなければならない。

（議員定数）

第21条 議員定数は、この条例に定める議会の活動原則を実践し、多様で充実した審議ができる議員数とする。

- 2 前項の議員定数は、人口及び類似市の状況並びに市政の状況及び将来展望を考慮して、検討を行うものとする。

（議員報酬）

第22条 議員報酬は、大牟田市特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第37号）第1条に規定する第三者機関である大牟田市特別職報酬等審議会の答申を尊重し、答申された本来あるべき議員報酬の額を基本とする。

- 2 議員報酬の額から減額する特例措置は、必要があると認められる場合、議会自らの判断により決定するものとする。

第7章の検証（議会運営委員会検証案）

- ・改選の時期に当たった令和元年度には、全議員を対象に大牟田市政治倫理条例の周知を図るとともに、1期目の議員には政治倫理や公職選挙法に関する研修会を開催するなどして、公職にある議員としての倫理の確立に努めた。
- ・議員定数については、平成30年度の9月議会で議員提案による改正条例案を可決し、31年度の統一地方選挙から1名を減じ、24名とした。
- ・議員報酬については、平成30年度9月議会で、議員提案による大牟田市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例を全会一致で可決し、公務上の災害を除き病気やケガ

などで、年４回ある定例会を連続して２回欠席し、その間に開催される委員会や協議会等を全て欠席すると、翌月以降の報酬が支給されないこと（復帰の場合は会議等に出席した月より支給）。また、刑事事件で逮捕、勾留された場合も日割り計算で支給停止、後に有罪となれば不支給となることなどを議員自ら率先して定めた。

令和２年度には、６月議会で５月から１２月までの８か月間、議員報酬の１０％を減額し、生じた財源を新型コロナウイルス感染症対策に活用するよう行動した。

なお、産前・産後の欠席期間の設定や疾病・介護等を理由とする欠席の届出に関する会議規則の改正に伴う報酬の取扱については、他市の動向などを見据えながら、今後検討を行う。

第８章 最高規範性その他の条例との関係及び見直し手続等

（最高規範性その他の条例との関係及び見直し手続等）

第２３条 この条例は、議会における最高規範であり、議会は、議会に関する他の条例を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨及び規定に反しないよう整合を図らなければならない。

２ 議会は、この条例の施行後、目的の達成について検証を行うとともに、市民の意見及び社会情勢の変化等に応じて、不断の検討を行い見直すものとする。

３ 議会は、この条例の理念を議員が共有するために、研修の実施に努めるものとする。

第８章の検証（議会運営委員会検証案）

- ・議会改革については、地道に一步一步取り組んでおり、一定の成果が上がっているものと考えている。

- ・議会改革特別委員会においては、平成２７年度に実施した市議会に関するアンケートなどの結果を踏まえ、今後のあり方について検討を行ってきた。

同特別委員会としての常設・常態化の回避、これまでの成果による所期の目的の達成度及び議会が今後目指すべき姿へ向けた体制整備などの観点から、同特別委員会の今後の方向性については、引き続き議会改革、活性化及び広報・広聴機能をより一層高めることを目的として、平成２９年度より議会改革・活性化機能を「議会運営委員会」に、広報広聴機能を「広報広聴委員会」に移行し、同特別委員会は発展的解消を行ったところである。

- ・早稲田大学マニフェスト研究所の議会改革度調査２０１９ランキングでは全国で８８位（１，４３３調査回答議会中）、また、２０１７年の日経グローバル・全国市区議会議会改革度ランキングでは、５１位（８１３市区議会中）となっており、一定の評価をいただいた一つの表れだとする。引き続き、市民からの評価にもつながるよう鋭意取り組むこととしている。

- ・大牟田市議会基本条例を制定して１０年となることから、その間の取組等について検証・総括するために作業部会を令和元年度に設置した。令和２年度には、１４回の作業部会を開催し、令和３年度の公表に向け、検証と総括の文案を作成した。